

**[このパンフレットに記載している中小企業事業主の範囲※]**

小売業(飲食店を含む)	資本又は出資額が 5,000万円以下、又は常時雇用する労働者が 50人以下
サービス業	〃 5,000万円以下、 〃 100人以下
卸売業	〃 1 億円以下、 〃 100人以下
その他の業種	〃 3 億円以下、 〃 300人以下

※以下の助成金を除く。

2. 定年引上げ等奨励金、25. キャリア形成促進助成金(中小企業雇用創出等能力開発助成金に限る。)、  
27. 人材確保等支援助成金、31. 中小企業両立支援助成金

**[2. 定年引上げ等奨励金における中小企業事業主の範囲]**

常用被保険者(短期雇用特例被保険者(当該事業主に1年以上雇用されている短期雇用特例被保険者であって、一般被保険者と同じ就業規則が適用されていること等により、一般被保険者と労働条件が同一であることが客観的に判断できるものを除く。))及び日雇い被保険者以外の雇用保険の被保険者をいう。)が300人以下のものとする。

**[25. キャリア形成促進助成金(中小企業雇用創出等能力開発助成金に限る。)、27. 人材確保等支援助成金における中小企業事業主の範囲]**

上記[このパンフレットに記載している中小企業事業主の範囲]に加え

ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	資本又は出資額 3 億円以下、又は常時雇用する労働者が900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	〃 3 億円以下、 〃 300人以下
旅館業	〃 5,000万円以下、 〃 200人以下

**[31. 中小企業両立支援助成金の支給対象となる中小企業事業主等の範囲]**

- ・代替要員確保コース  
常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主であること。
- ・休業中能力アップコース  
常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主又は主として常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主により構成される事業主団体
- ・継続就業支援コース、中小企業子育て支援助成金  
常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主であること。